

商品等に起因する重大事故情報の集約の徹底等について（案）

1 背景及び課題

生命・身体被害に係る重大事故等の発生に関する情報の通知については、消費者安全法第12条第1項の規定により、行政機関等から直ちに消費者庁へ情報が集約される仕組みになっている。

しかしながら、第1回東京都商品等安全対策協議会では、ブラインドのひもによる乳児の死亡事故について、消費者庁に通知されておらず、法による重大事故情報集約の仕組みが十分に機能していなかったことが明らかになった。

消費者庁は、商品等の安全対策に対する国としての責務を十分果たせるよう、法による重大事故情報集約の仕組みの徹底を図ることはもとより、いち早く詳細な重大事故情報を把握する立場にある医師や医療機関等から速やかに情報を収集するルートを整備し、早期の安全対策への取組みにつなげるなど、より実効性ある仕組みの構築に向けて、早急に対策を講じる必要がある。

2 提言（案）

- 消費者庁は、消費者安全法第12条第1項に規定する重大事故等の発生に関する情報の通知が徹底されるよう、関係機関への働きかけを強化すること。
- 関係機関への働きかけに当たっては、消費者庁が必要とする情報についての着眼点や事故事例を具体的に示すとともに、報告事項や記入例、記入様式等が掲載されたマニュアルを提示するなど、情報収集が円滑に行われるような対策を講じること。
- 消費者安全法第12条第1項に規定する関係機関のみならず、現場で詳細な重大事故情報を把握する医師や医療機関等から消費者庁に、予防対策につながる適切な情報が速やかに集約される仕組みづくりについて、法整備も含め検討すること。
- 集約された情報を活用し、事故の未然・拡大防止のための取組に早期につなげていくこと。

(参考)

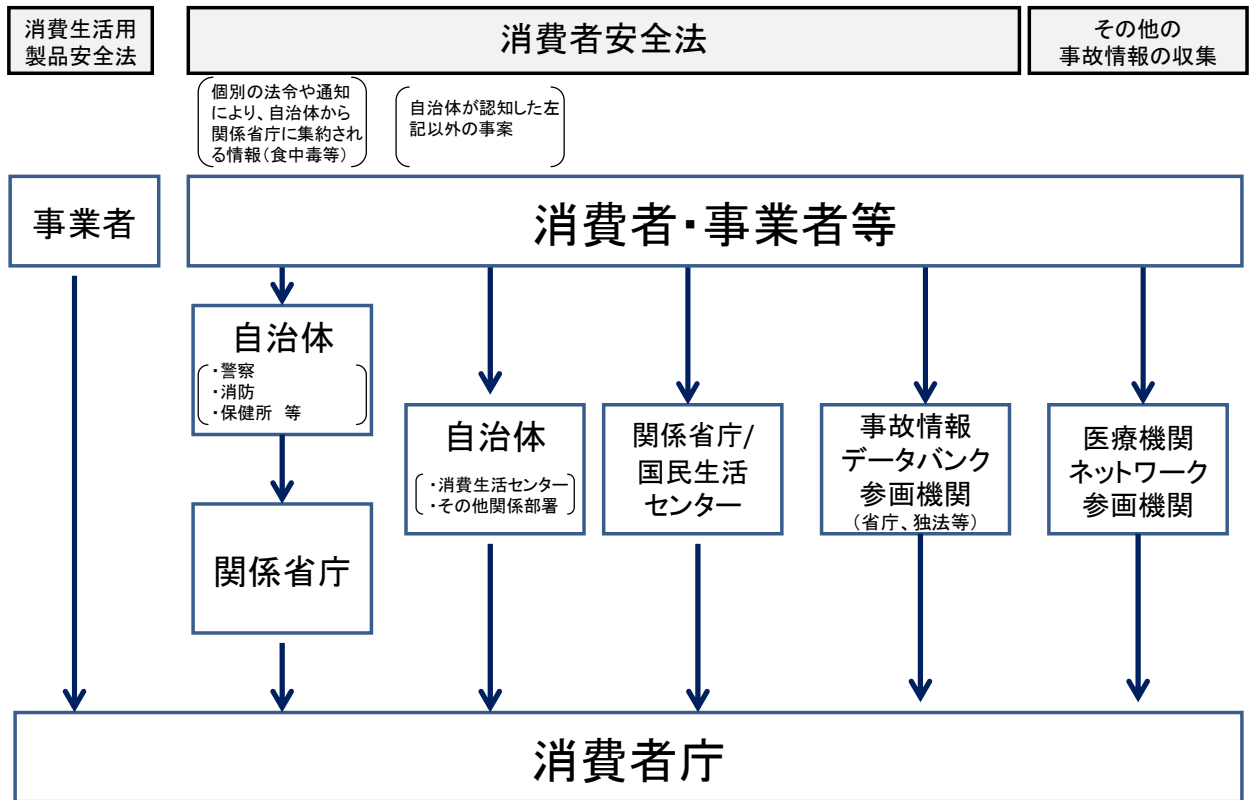
○消費者安全法第12条(抜粋)

(消費者事故等¹の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関²の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等³が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣⁴に対し、内閣府令で定めるところにより⁵、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項⁶を通知しなければならない。

- 1 事業者がその事業として供給する商品等の消費者による使用等に伴い生じた事故のうち、消費者の生命・身体について下記のいずれかの程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものではないことが明らかであるものを除く。)(法第2条第5項第1号)
 - 死亡(政令第1条第1号)
 - 負傷・疾病であって、これらの治療に要する期間が1日以上であるもの(同条第2号)
 - 一酸化炭素中毒(同条第3号、内閣府令第1条)他、消費安全性を欠く商品等の消費者による使用等が行われた事態であって、上記の事故が発生するおそれがあるものとして、法律の規定に基づく安全基準に適合していないなど一定の要件に該当するもの(法第2条第5項第2号、政令第2条)がある。
- 2 関係省庁(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁、消防庁等)
- 3 消費者事故等の生命・身体に関する事案のうち、その被害が重大であるもの
 - 生命・身体に関する消費者事故のうち下記のいずれかに該当する事故(法第2条第7項第1号)
 - 死亡(政令第4条第1号)
 - 負傷・疾病であって治療に要する期間が30日以上であるもの又は内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの(同条第2号)
 - 一酸化炭素中毒(同条第3号、内閣府令第6条)他、上記の事故を発生させるおそれがあるもの(法第2条第7項第2号、政令第5条)がある。
- 4 消費者安全法第46条により、内閣総理大臣は権限を消費者庁長官に委任
- 5 通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は全国消費生活情報ネットワーク・システム又は事故情報データベースへの情報の入力进行を講じなければならない。(内閣府令第9条第2項及び第6項)
- 6 重大事故等が発生した日時及び場所、情報を得た日時及び方法、事故等の様態、商品又は役務を特定するために必要な事項、被害の状況(内閣府令第9条第2項)

○消費者庁における主な事故情報の収集の流れ



提供：消費者庁消費者安全課

○東京都商品等安全対策協議会資料における事故（危害）事例

発生年月	子供の年齢性別	事故（危害）の内容		出典
2007.10	4歳男児	危害（救急搬送、軽症）	飲食店待合室のブラインドのひもで遊んでいるうち、誤って首にひもが引っかかり頸部を受傷。	TF
2012.7	1歳1ヶ月男児	危害（救急搬送、1ヶ月入院）	母親が居間に不在であった数分間に、カーテンのタッセルが前頸部にかかり、縊頸（いっけい）の状態となった。母親が発見した時、前のめりになるような姿勢で、前頸部に留めひもがかかっていた。足は床についていた。タッセル下端は床から50cmほどの高さ。子供は数歩程度の独歩が可能な発達段階。低酸素性脳症、全身性強直間代性痙攣（けいれん）と診断された。	IA
2012.11	6ヶ月男児	死亡	ベッドに寝かせていたが、ブラインドのひもが子供の首に巻いていて反応がないのを、床の上で発見された。病院到着後35分後に死亡が確認された。 ベッドの高さは40cm。ベッド脇の窓のブラインドのひもが2本あり、一つは床に着き、もう一つは床から22cm離れたところまで垂れ下がっていた。22cmの方のひもに子供の首が引っかかり、心肺停止の状態で見られた。寝返りをしてベッドから落ちた際にたまたまひもが首に食い込んだと推測されている。	IA
2013.4	1歳男児	危害（救急搬送、軽症）	カーテンレールのひもに誤って首が引っかかったもの。	TF
2013.5	1歳6ヶ月男児	危害（救急搬送、1日の経過観察入院）	自宅居間にいたが、祖母が洗濯物を干すために目を離れた10分以内にブラインドのひもに首をひっかけて意識のない状態になっていた。ひもは首に巻きついておらず、足は床についていた。意識はなかったが呼吸はしていた。3分ほど意識がない状態だった。一過性意識障害と診断された。頸部前方に約3/4周にひもによる圧迫痕を認めた。	IA
2013.7	1歳6ヶ月男児	危害（受診せず）	ブラインドの高さを調節するひもに子供の首が引っかかった。擦過傷。	DB

出典) IA：日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報）

TF：東京消防庁救急搬送事例

DB：事故情報データベースシステム

は消費者庁に通知されていなかった事例